

税務・財務相談

Q&A

東日本大震災等により被災した 中小企業の復興支援策について 4

小林 由拓 (こばやし ゆきひろ)

小林由拓税理士事務所
税理士



8月号では、震災等により被災した中小企業の復興と雇用の維持を人事労務面で応援する各種の支援策について説明させていただきました。今月号では、平成23年8月22日から受付が開始された利子補給制度等の最新の事業再建支援策を説明させていただきます。

〔質問1〕

震災等により被災した中小企業の復興を応援する最新の支援策にはどのようなものがあるのでしょうか。

〔回答〕

今月号で紹介する被災した中小企業の復興と雇用の維持を応援する支援策は、再チャレンジ支援融資の拡充、公的融資の利子補給制度と成長

分野等人材育成支援事業の拡充の三つです。それではその内容についてそれぞれ説明していきましょう。

1. 再チャレンジ支援融資の拡充

再チャレンジ支援融資は、廃業に起因した信用低下などの理由によって新たに事業を開始することが困難な状況にある「再チャレンジ創業者」を積極的に支援するための制度で、こうした方が新たに事業を始めるために必要な資金を融資する



ものです。

このたびの拡充措置は、平成23年度第2次補正予算の成立を受けたもので、東日本大震災により直接被害を受けた方または原子力発電所の事故に関する警戒区域等内に事業所を有する方でその影響により廃業した方を対象としています。こうした方が、新たに事業を開始するために必要な

資金について融資限度額の引き上げや利率引き下げ等の措置を実施します。

再チャレンジ支援融資の拡充措置の概要は下記の表をご覧ください。

再チャレンジ支援融資の拡充部分の詳細は下記の表をご覧ください。

	再チャレンジ支援融資（再挑戦支援資金）	
	拡充部分	
融資対象	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね5年以内の方で、次の要件に該当する方 1 廃業歴等を有する個人又は廃業歴等を有する経営者が営む法人等であること 2 廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等であること 3 廃業の理由・事情が次のいずれかであること ア 東日本大震災により直接被害を受けたことによるもの イ 原子力発電所の事故に関する警戒区域等（注1）内に事業所を有していたことによるもの	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね5年以内の方で、次の要件に該当する方 1 廃業歴等を有する個人又は廃業歴等を有する経営者が営む法人等であること 2 廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等であること 3 廃業の理由・事情がやむを得ないものであること
資金用途	新たに事業を始めるため、または事業開始後に必要とする資金	同左
融資限度額	【国民生活事業】 8,000万円 【中小企業事業】 3億円（別枠）	【国民生活事業】 2,000万円 【中小企業事業】 7億2,000万円
融資期間	設備資金：20年以内 運転資金：15年以内	設備資金：15年以内 運転資金：7年以内
据置期間	設備資金：5年以内 運転資金：5年以内	設備資金：3年以内 運転資金：1年以内
利率	【被害証明書等の発行を受けた方】 基準利率より最大1.4%引き下げ（注2） 【上記以外の方】 基準利率	基準利率

	拡充後	現行
融資限度額	【国民生活事業】 8,000万円 【中小企業事業】 右記に加え、別枠3億円	【国民生活事業】 2,000万円 【中小企業事業】 7億2,000万円
利率 （※）	【被害証明書等の発行を受けた方】 基準利率より最大1.4%引き下げ 【上記以外の方】 基準利率	基準利率
融資期間	設備資金：20年以内 運転資金：15年以内	設備資金：15年以内 運転資金：7年以内
据置期間	設備資金：5年以内 運転資金：5年以内	設備資金：3年以内 運転資金：1年以内

2. 公的融資の利子補給制度

東日本大震災によって特に甚大な被害を受けた事業者の方々が、公的金融機関から事業資金を借入れる際に国が利子補給を行い実質ゼロ金利とする制度の受付が開始されました。次の貸付を利用する下記の条件に該当する方がゼロ金利の対象になります。

(1) 東日本大震災復興特別貸付（東日本特貸）

東日本大震災復興特別貸付は、震災の被害を受けた事業者の再建復興を支援するための貸付で、平成23年度第1次補正予算の成立を受けて中小・小規模企業向けの融資制度として創設され平成23年5月23日から取扱いを開始しました。今回の措置は、既存の複数の融資制度を一本化し融資限度額や金利引下げ措置等を大幅に拡充したものです。

ゼロ金利の対象となるのは下記の方々です。

① 市町村等が発行する罹災証明を受けた事業者

であって、事業所等が全壊又は流失した方。

② 原子力災害対策特別措置法の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有していた方。東日本特貸の概要は下記の表をご覧ください。

注1：警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域

注2：平成23年8月10日現在、貸付期間5年の場合で、中小事業は1.65%、国民事業は、2.15%。（貸付期間が長くなれば金利も上がります。なお、基準利率は毎月1回改定。）

注3：商工中金の危機対応業務（中小企業向け）は、中小事業と同様の内容で実施。

(2) 再挑戦支援資金（再チャレンジ支援融資）

震災の直接被害等により一旦廃業した事業者が新たに事業を開始する際にご利用可能な貸付です。ゼロ金利の対象となるのは震災の直接被害又は

対象者	貸付限度額・貸付期間・据置期間	貸付金利
今般の地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者／ 原発事故に係る警戒区域等 (注1)内の中小企業者	a) 貸付限度額 【日本公庫（中小事業）】 3億円 【日本公庫（国民事業）】 6,000万円 b) 貸付期間 最大20年（設備）、15年（運転） c) 据置期間 最大5年	金利引下げ措置 ・基準利率（注2）から▲0.5% ・ただし貸出後3年間・1億円（国民事業は3,000万円）までは、基準利率から▲1.4%



原発事故の影響により、倒産、廃業を余儀なくされた事業者であって下記の方です。

- ① 市町村等が発行する罹災証明を受けた事業者であって、事業所等が全壊又は流失した方。
- ② 原子力災害対策特別措置法の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有していた方。

利子補給は、借入後3年間に日本政策金融公庫（中小事業）、商工中金は1億円、日本政策金融公庫（国民事業）は3,000万円以内の借入に係る利子を補給されます。事業者の皆様が支払われた利息相当額を年度末に県の財団等が指定口座に振り込みます。また、利子補給を受けるためには、申込書の他、罹災証明等の書類が必要です。

3. 成長分野人材育成支援事業の拡充

成長分野等人材育成支援事業とは、健康、環境分野および関連するものづくり分野において期間の定めのない従業員を雇い入れ、または他の分野から配置転換Off-JT（通常の業務を離れて行う

職業訓練）を実施した事業主に対して訓練費用の助成を行う制度です。

成長分野等人材育成支援事業を拡充し、東日本大震災による被災者を新規雇用・再雇用した中小企業事業主が、その労働者に職業訓練を行う場合は業種を問わず訓練費を助成することになりました。労働者に仕事をさせながら訓練を行うOJTも助成対象になります。

支給対象事業主の主な要件は下記の通りです。

- (1) 雇用保険の適用事業主であること。
- (2) 次の①または②に該当する中小企業事業主であること。
 - ① 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の各県のうち、災害救助法適用地域に所在し、以前雇用していた労働者を再雇用し、以前とは異なる職種や職場環境の下で円滑に就業させるために、Off-JTのみ、またはOff-JTとOJTを組み合わせた職業訓練を行う事業主であること。
 - ② 新規に雇い入れた被災離職者等に、Off-JT



のみ、またはOff-JTとOJTを組み合わせた職業訓練を行う事業主であること。支給される金額は下記の通りです。

- (1) Off-JTについては事業主が負担した訓練費用。
- (2) OJTについては対象労働者1人につき1時間当たり600円を助成します。

職業訓練1コース当たりの上限は、合計20万円で1人当たり3コースまで助成対象になります。大学院をOff-JTで利用した場合には、50万円を上限とします。

職業訓練コースとは、訓練目標ごとに設定される一連のカリキュラムのことです。助成金の支給を受けるには、あらかじめ1つ以上のコースから成る職業訓練計画を作成していただきます。職業訓練計画は、Off-JTだけでなくOJTを含めることができ、以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 対象労働者ごとに作成した訓練計画であること。
- (2) 新たに配属した職種・部門の業務に関する訓練であること。
- (3) 1コースの訓練時間が10時間以上であること。助成対象の上限は、対象労働者1人当たり3コースです。
- (4) 職業訓練計画の実施期間が、原則1年であり遅くとも平成23年度末までに受給資格認定申請を行いその日から6カ月以内に訓練を開始するものであること。

OJTによる職業訓練を行う場合、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 対象労働者の職業訓練計画全体を通じて、少なくとも1コースにはOff-JTによる訓練が含まれていること。
- ② 専門的な知識、技能を有する指導員・講師により行われるものであること。
- ③ OJTによる職業訓練の時間数が、訓練計画全体の総時間数の9割以下であること。

支給対象となる訓練コースとは、対象労働者を新たに配属した職種・部門の業務に関する訓練です。対象外となるものの具体例は以下のとおりです。

- ① 趣味教養を身に付けることを目的とするもの。
(例：日常会話程度の語学の習得のみを目的とする講習、話し方教室など)
- ② 職業または職務の種類を問わず、職業人として共通して必要となるもの。
(例：接遇・マナー講習等社会人としての基礎的なスキルを習得するための講習など)
- ③ 実施目的が訓練に直接関連しない内容のもの。
(例：時局講演会、研究会、大会、学会、研究発表会、博覧会、見本市、見学会など)

支給対象となる訓練経費は、Off-JTの場合は事業場内訓練と事業場外訓練でそれぞれ下記の通りです。

事業所内訓練

- ① 外部講師（社外の者に限る）の謝金・手当で、旅費・車代・食費・宿泊費などは対象外となります。
- ② 施設・設備の借上料で、教室、実習室、マイク、ビデオなど、訓練で使用する備品の借料で、支給対象コースのみに使用したことが確認できるものです。
- ③ 学科または実技の訓練を行う場合に必要な教科書などの購入または作成費で、支給対象コースのみで使用するものです。

事業所外訓練

- ① 受講に際して必要となる入学金、受講料、教科書代などで、独立行政法人雇用・能力開発機構の職業能力開発施設が実施している訓練の受講料および都道府県から「認定訓練助成事業費補助金」を受けている認定訓練の受講料は支給対象外となります。

OJTの場合の訓練経費は、OJT 1時間当たり600円です。

職業訓練計画を作成して認定を受けるときに、職業訓練計画に基づいて訓練を実施した後に、都道府県労働局またはハローワークで以下の要件を確認します。

(1) 次の①または②に該当する中小企業事業主であること。

① 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の各県のうち、災害救助法適用地域（以下「特定被災地域」）に所在し、以前雇用していた労働者を再雇用し（※1）、以前とは異なる職種や職場環境の下で円滑に就業させるために、Off-JTのみまたはOff-JTとOJTを組み合わせた職業訓練を行う事業主であること。

② 新規に雇い入れた被災離職者等（※2）に、Off-JTのみまたはOff-JTとOJTを組み合わせた職業訓練を行う事業主であること。

※1 以前に雇用していた労働者で、平成23年3月11日以降同年7月10日までの間に離職した人を、雇用期間の定めのない労働者として再び雇い入れる場合をいいます。（雇用保険の特例により休業していた労働者を復職させる場合を含みます）

※2 以下の i または ii に該当する人をいいます。

i 平成23年5月1日以前に雇用期間の定めのない労働者として雇い入れた労働者であり以下の①～③の全てに当てはまる人。

- ① 東日本大震災発生時に特定被災地域において就業していた。
- ② 震災後に離職し、その後安定した職業についたことがない。
- ③ 震災により離職を余儀なくされた。

ii 特定被災地域に居住する平成24年3月以降卒業予定の新規学卒者。

(2) 一定の要件を満たした職業訓練計画を作成していること。

そのほか、以下のことも確認します。

㉞ 雇用保険の適用事業主であること。民間の

事業者のほか、公益法人、NPO法人、医療法人、社会福祉法人等も含まれます。

① 職業能力開発推進者を選任し、都道府県職業能力開発協会に選任調書を提出していること。選任していない場合は、受給資格認定申請の際に選任してください。

支給申請するときには、都道府県労働局またはハローワークで以下の要件を確認します。

(1) 受給資格認定を受けた職業訓練計画に基づき、訓練を実施したこと。

(2) 受給資格認定の申請日の前日から起算して6カ月前の日から支給申請日までの間に、事業所で雇用する雇用保険被保険者を、事業主都合により解雇（※）していないこと。

※ 天災その他やむを得ない理由のため事業の継続が不可能（事業の一時休止を含む。）となったことまたは労働者の責めに帰すべき理由による解雇は除きます。

そのほか、以下のことも確認します。

㉞ 支給申請の前々年度より前のいずれかの保険年度に、労働保険料を滞納していないこと。

④ 受給資格認定の申請日から起算して3年前から支給申請日までの間に、他の奨励金などを不正受給していないこと。支給申請日から起算して3年前から支給申請日までの間に、労働関係法令の違反を行っていないこと。

㉞ 対象労働者の雇い入れ、または成長分野等以外の分野からの配置転換を行った事業所で、支給決定などに必要な書類を整備・保管していること。

再チャレンジ支援融資の拡充、公的融資の利子補給制度と成長分野等人材育成支援事業の拡充について説明させていただきました。事業の復旧・復興のためにぜひご活用ください。